

2025年12月8日

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都豊島区池袋二丁目43番1号

株式会社くすりの窓口

代表取締役 堤 幸治

株式会社くすりの窓口（以下「当社」といいます）は、株式会社メディ・ウェブ（以下「メディ・ウェブ」といいます）との間で締結した別紙1の2025年12月5日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、メディ・ウェブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当いたします。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

メディ・ウェブは、2025 年 12 月 5 日、当社との間で本株式交換契約を締結することを取締役決定し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2025 年 12 月 5 日開催の取締役会において、メディ・ウェブとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

別紙1 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

株式交換契約書

株式会社くすりの窓口（以下「甲」という。）及び株式会社メディ・ウェブ（以下「乙」という。）とは、2025年12月5日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を甲に取得させることにつき合意する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の通りである。

（甲）株式交換完全親会社

商号：株式会社くすりの窓口

住所：東京都豊島区池袋二丁目43番1号

（乙）株式交換完全子会社

商号：株式会社メディ・ウェブ

住所：東京都港区芝浦四丁目16番25号

第3条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に21,546を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の普通株式21,546株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

（1）資本金	金0円
（2）資本準備金	法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
（3）利益準備金	金0円
（4）その他資本剰余金	会社計算規則に定める株主資本等変動額から（1）及び（2）の合計額を控除した金額

第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2026年1月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第6条（株式交換契約承認総会）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の定めに基づき、本契約について株主総会の承認を得ずして本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求めるものとする。
- 2 乙は、会社法第783条第1項の規定に基づき、効力発生日の前日までに乙の株主総会の決議による承認を得るものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したときは、甲乙協議し合意の上、株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条（本契約の失効）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議が得られなかつた場合
- (2) 乙において、第6条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られなかつた場合
- (3) 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかつた場合

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自ら及び自らの役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなくかつ何らの責任を負うことなく本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方が反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められるとき。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これらに準じる行為に及んだとき。
- 3 前項により本契約を解除することができる当事者は、相手方に対して自己が被った損害又は損失の補償を請求することができる。

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2025年12月5日

甲：東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社くすりの窓口
代表取締役 堤 幸治

乙：東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社メディ・ウェブ
代表取締役 滝澤 直紀

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

1. 本株式交換の概要

(1) 本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会決議日（当社）	2025年12月5日
株式交換契約締結日（両社）	2025年12月5日
株式交換契約承認株主総会（メディ・ウェブ）	2025年12月12日
株式交換実施予定日（効力発生日）	2026年1月1日

(2) 本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、メディ・ウェブが株式交換完全子会社となる株式交換により行います。本株式交換は、2025年12月中開催予定のメディ・ウェブの株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当内容

	当社 (株式交換完全親会社)	メディ・ウェブ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	21.546
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：240,604株	

(注1) 株式の割当比率

メディ・ウェブの普通株式1株に対して、当社の普通株式240,604株を割当交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるメディ・ウェブの株主（株式会社E P A R K）に対し、その保有するメディ・ウェブの普通株式に代えて、本株式交換の割当比率（以下「本株式交換比率」という）に基づいて算出した当社株式を割当交付いたします。当社は、本株式交換により交付する株式として、保有する自己株式106,122株を充当する他、134,482株の新株式を発行し対応する予定です。これらの割当交付株式数の合計は、当社の発行済株式総数（新株式発行後）の2.12%に該当します。割当交付後もE P A R Kは引き続き当社のその他の関係会社であり、親会社には該当しません。

(注3) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をメディ・ウェブの株主に対して支払います。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メディ・ウェブは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

(1) 割当の内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びメディ・ウェブから独立した第三者算定機関である辻・本郷F A S株式会社（以下「辻・本郷F A S」という）に当社及びメディ・ウェブの株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しました。当社は、本株式交換比率について、下記(2)②「算定の概要」に記載の辻・本郷F A Sが算定した株式交換比率レンジの範囲内であることから、妥当な水準であり、また、辻・本郷F A Sによるメディ・ウェブの株式価値の算定結果を参考に、メディ・ウェブの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定について、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びメディ・ウェブから独立した第三者算定機関である辻・本郷FASに依頼をし、2025年12月4日付で、当社及びメディ・ウェブの株式価値に関する算定書を取得しました。なお、辻・本郷FASは当社及びメディ・ウェブの関連当事者には該当せず、当社及びメディ・ウェブとの間で重要な利害関係を有しません。また、辻・本郷FASに対する報酬は、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬はなく、成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、独立性は十分に確保されていると判断しております。

② 算定の概要

辻・本郷FASは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2025年12月4日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	2,979～3,561

メディ・ウェブの株式価値については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用いたしました。なお、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。辻・本郷FASが上記手法により算定したメディ・ウェブ普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
DCF法	68,012～77,455

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

算定結果
19.099～26.000

なお、辻・本郷FASは、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した結果及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであること、辻・本郷FASの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、及びメディ・ウェブの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測との判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

以上

第19期事業報告

〔 2024年4月 1日から
2025年3月 31日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、医療機関向け予約管理・台帳サービスを事業として行っており、当事業年度の経常利益は85,945千円、当期純利益は79,617千円となりました。

(2) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本社	東京都港区芝浦4丁目16番25号
----	------------------

2. 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

取締役の状況

地位	氏名
代表取締役	滝澤 直紀

3. その他株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

第 19 期

計算書類

令和 6 年 4 月 1 日 から

令和 7 年 3 月 31 日 まで

株式会社 メディ・ウェブ

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	493,504,474	流動負債	443,952,391
現 預 金	375,410,040	買 掛 金	19,229,466
売 掛 金	64,102,618	短 期 借 入 金	280,000,000
商 品	2,578,617	未 払 金	105,953,695
貯 藏 品	800,000	未 払 法 人 税 等	685,000
前 渡 金	185,817	未 払 事 業 所 税	574,900
前 払 費 用	5,439,806	未 払 消 費 税 等	5,230,200
未 収 金	45,461,822	未 払 費 用	5,371,629
立 替 金	6,000	前 受 金	19,277,037
未 収 法 人 税 等	11,133	預 金	2,813,904
貸 倒 引 当 金	△507,838	預 保 証 金	2,350,000
製 品	16,459	賞 与 引 当 金	508,000
		役 員 賞 与 引 当 金	760,000
		前 受 収 益	1,198,560
固定資産		固定負債	-
有形固定資産	81,479,466		
建 物 附 属 設 備	1,236,897		
工 具 器 具 備 品	383,284	負 債 の 部 合 計	443,952,391
	853,613		
投資その他の資産		(純資産の部)	
投 資 金	80,242,569	株 主 資 本	131,031,549
営 業 差 入 保 証 金	155,500	資 本 金	80,000,000
破 産 更 生 債 権 等	9,884,138	資 本 剰 余 金	32,124,631
繰 延 税 金 資 産	80,087,069	そ の 他 資 本 剰 余 金	32,124,631
貸 倒 引 当 金	△9,884,138	利 益 剰 余 金	18,906,918
		繰 越 利 益 剰 余 金	18,906,918
		純 資 産 の 部 合 計	131,031,549
資 産 の 部 合 計	574,983,940	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	574,983,940

損益計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額
売 上 高	964,960,498
売 上 原 価	280,963,024
売 上 総 利 益	683,997,474
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	586,982,141
営 業 利 益	97,015,333
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	72,716
雜 収 入	295,506
営 業 外 費 用	368,222
支 払 利 息	11,345,743
雜 損 失	92,100
經 常 利 益	11,437,843
特 別 利 益	85,945,712
特 別 損 失	-
固 定 資 産 除 却 損	1,829,581
税 引 前 当 期 純 利 益	1,829,581
法 人 税 及 び 住 民 税	685,000
法 人 税 等 調 整 額	3,813,721
当 期 純 利 益	4,498,721
	79,617,410

販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額
販 売 手 数 料	28,956,260
営 業 手 数 料	622,856
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△12,519,496
役 員 報 酬	8,100,000
給 料	129,811,578
法 定 福 利 費	23,620,912
福 利 厚 生 費	646,147
旅 費 交 通 費	4,096,312
通 信 費	14,766,430
地 代 家 賃	8,939,961
賃 借 料	467,136
広 告 宣 伝 費	2,397,379
租 税 公 課	753,460
減 價 償 却 費	487,250
賞 与	3,880,052
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,770,000
賞 与 引 当 金 戻 入 額	△4,360,254
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	760,000
求 人 費	500,000
会 議 費	1,437
修 繕 費	960,000
水 道 光 熱 費	527,787
消 耗 品 費	606,447
運 賃	622,231
顧 問 料	4,405,000
支 払 手 数 料	352,812,504
そ の 他	12,350,752
計	586,982,141

株主資本等変動計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他 利益剰余金 合計				
	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 合計	繙越利益剰余金					
当期首残高	80,000,000	90,000,000	90,000,000	△60,710,492	△60,710,492	109,289,508	109,289,508		
当期変動額									
当期純利益									
医科事業吸収分割		△57,875,369	△57,875,369			△57,875,369	△57,875,369		
当期変動額合計	-	△57,875,369	△57,875,369	79,617,410	79,617,410	21,742,021	21,742,021		
当期末残高	80,000,000	32,124,631	32,124,631	18,906,918	18,906,918	131,031,549	131,031,549		

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当事項はございません

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品……個別法による原価法
製品……個別法による原価法
貯蔵品……個別法による原価法

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法によっております。

(2) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3. 消費税等の会計処理方法

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	6,100株	5,067株	－株	11,167株
A種優先株式	4,000株	－株	4,000株	0株
B種優先株式	1,067株	－株	1,067株	0株

III 事業分割に関する注記

1. 事業分割

2025年7月1日をもって、当社はエンパワーヘルスケア株式会社の医科事業部を吸収分割

(1) 分割当事業の名称

名称 医科事業部

(2) 事業結合法的形式

株式会社メディ・ウェブを存続会社とする吸収分割

(3) 事業分割後企業の名称

株式会社メディ・ウェブ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

E P A R K 医療グループとして一層の経営効率化を目的としております。

(5) 実施した会計の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び
「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、
共通支配下の取引として会計処理を行っております。